

## 科学研究費補助金等による研究の実施に関する規程の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>(科研費等の研究を行う職員)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>地方独立行政法人神奈川県立病院機構定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則第 3 条に規定する定年前再雇用短時間勤務職員</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第 4 条～第 8 条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>(科研費等の研究を行う職員)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第 4 条～第 8 条 (略)</p>	<p>・職員の定義に定年前再雇用短時間勤務職員を追加する。</p>